

アルケイアー記録・情報・歴史
第五号 二〇一一年三月 五五―七六頁
南山大学史料室

米軍占領・駐留下の日本における米兵教育と
アクレディテーション・イン・イールズ文書に注目して―

林 雅代

Education of US Soldiers and Accreditation of
Higher Education in Japan During the Occupation and
Station of US Troops

HAYASHI Masayo

archeia: documents, information and history
No.5 March, 2011 pp.55-76
Nanzan University Archives

米軍占領・駐留下の日本における米兵教育とアクレディテーション

—イールズ文書に注目して—

林 雅代

はじめに

筆者は、南山大学インターナショナル・デイヴィジョン（以下、ID）に関するこれまでの研究において、次のことが明らかにしてきた。すなわち、アメリカ合衆国外の教育機関で学ぶ米兵や退役軍人学生にとって、その教育機関がアメリカ高等教育の基準でアクレディットされていることが、帰国後の編入学・転学（transfer）などの際に必要な不可欠であったため、IDにとってはアクレディテーションが重要性をもっていたということ、および、そのためIDでは、アメリカカトリック大学とのアフィリエーションを模索したり、退役軍人管理局（Veterans Administration、以下VA）からの認定（approval）を受けたりするなどの、アクレディテーション問題に対する対応を講じたということである。¹この作業を通じて、占領期およびその後の米軍駐留期にあたる一九四〇年代から一九五〇年代の、アメリカにおけるアクレディテーション・システムの確立と、IDとの関連性を明らかにするこ

とが課題となってきた。

アメリカにおけるアクレディテーション・システムの確立・展開に関する先行研究をみると、一九世紀後半の開始当初のアクレディテーションは、現在のアクレディテーションとは大きく異なっており、中等教育と高等教育の接続問題に端を発していたが、次第に高等教育の適格性の認定の問題に関わるものへと展開していったことが、指摘されている。そして、高等教育におけるアクレディテーションは、特に、一九四四年退役軍人援助法（以下、G I ビル）の制定をもたらし第二次大戦頃から、大きく進展したと論じられている^③。しかしながら、第二次大戦によるアクレディテーション・システムの進展がどのようなものであったかについては、必ずしも十分には論じられていないという問題がある。これらが主として依拠するセルドンやオーランズも、この点についてはあまり述べていないのが現状である^④。したがって、G I ビルの制定・施行が、高等教育におけるアクレディテーションにどのようなインパクトをもたらしたのかを、検証する必要性があるだろう。

また、同時期には、日本での戦後高等教育改革の一環として、一九四七年七月に大学基準協会が設立されている。これに関する先行研究では、連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局（以下C I E）による、アクレディテーション団体設立への強力な指導と、それに対する文部省の抵抗のありようや、日本側におけるチャーターリングとアクレディテーションの区別の困難さなどが明らかにされているほか、アクレディテーションのあり方に関するC I E内部の理解にも、多様性がみられることを指摘するものもある^⑤。大学基準協会設立に関しては、単に日本側の事情のみでなく、同時期のアメリカにおけるアクレディテーションの状況を背景としたC I E側の事情とも照らし合わせて検証することが、必要であるように思われる。

こうした課題を検討する上では、占領する側の国の内部での政策の動向が、被占領国に対する占領政策に影響す

るといふ指摘が参考になる。占領期日本での医療保険改革は、同時期に進行したアメリカでの医療保険改革の展開に影響を受けており、また両改革間の人的なネットワークの存在があつたことを明らかにした、シエインゲイトとヤマギシの研究は、占領期の教育改革を検討する上でも示唆に富んでいる⁶⁾。

本稿では、上記のような問題意識に立って、以下のことがらを明らかにしたい。第一に、米軍との関連でのアメリカの高等教育のあり方について、特に海外教育機関に注目しながら検討する。第二に、当時のアメリカにおけるアクレディテーションの状況について、米軍との関連から検討を加える。これらの作業を、戦後高等教育改革の一環としての大学基準協会の設立と、当時のアメリカにおけるアクレディテーションの展開との関係性を明らかにするための基礎作業としたい。

なお、本稿で中心的な史料として用いるのは、アメリカ・ホイットマン大学所蔵イールズ文書 (Walter Crosby Eells Papers, Whitman College & Northwest Archives) である。第一節では、まずイールズ文書に注目する理由について論じることとしたい。

一 ホイットマン大学所蔵イールズ文書への注目

イールズ文書は、一九四七年四月から一九五一年三月まで、CIE 高等教育顧問を務めたウォルター・イールズ (一八八六一—一九六三) に関する史料であり、アメリカ・ワシントン州ウオラウオラにある、ホイットマン大学附属ペンローズ図書館内のアーカイブズに所蔵されている。文書は、イールズが晩年に自身で整理し、目録を作成したものである。本文書については、佐藤秀夫を研究代表者として行われた「占領期日本教育に関する在米史料の調

査研究」において鈴木英一らによって調査されている。その報告書には、本文書の全体像が紹介され、また日本教育関係資料がリストされている。⁽⁷⁾この調査の際に複写された史料は、その後、国立教育研究所（現在の国立教育政策研究所）に納められ、一部はマイクロフィッシュ化されている。⁽⁸⁾

CIE高等教育顧問に就任する以前のイールズの経歴は、一九二七年にスタンフォード大学で博士号を取得後、一九三八年まで教鞭を執り、一九三八年から一九四五年まではアメリカ・ジュニアカレッジ協会の事務局長（Executive Secretary, American Association of Junior Colleges）を務めたのち、一九四五年から一九四七年まで退役軍人管理局外国教育課長（Chief of the Foreign Education Division, Veterans' Administration）を務めた、というものである。⁽⁹⁾彼のこのような経歴とCIE高等教育顧問としての仕事との関連性を示唆する史料として、一つには、IDの開設の動きがみられる一九四九年一月三〇日付けのアメリカ連邦教育局からの書簡や、GIBILにより同志社大学で学ぶことを希望する米兵に関する書簡等が挙げられる。それらにおいては、アメリカ人がGIBILによって学ぶための海外教育機関の認定等の手続きに関して、イールズが経験を持っていることが示されているのである。二つ目には、一九四七年五月に行われた、第一回大学設立基準設定連合協議会でのイールズの講演の中での、アクレディテーションの利点についての、彼の次のような発言が挙げられる。ここでは、そのようなイールズの経験が、日本の高等教育におけるアクレディテーションの必要性との関連で論じられているのである。

第三には、大学基準適用を通じて一つの大学から他の大学に自由にクレディットを失うことなく、転校するのを容易ならしめる。（中略）第五には日本の大学からアメリカの大学、あるいは他の国の大学に転校を容易ならしめることです。戦前におきましては沢山の日本の学徒がその教育を続けるために外国に行きました。今後ふたたび速く

に数千の日本の大学の卒業生がアメリカなり、外国に行くことを希望します・・・そういう場合にはもしその学生が日本の基準を適用された大学からくるならば、アメリカの大学に容易に転学することができます。／その反面大
学基準のもたらずことは、日本の大学へ外国から留学してくる、そういうことを容易ならしめる。高等教育におき
ましてただ一方から、一つの国から他の国へ行くことを希望しません。学生の交換が望まれる・・・アメリカの
学生が沢山日本の大学基準を適用された大学にきて勉強することを望みます・・・私が日本に来る前にこの留学
の問題につきましては沢山のアメリカの学生がいろいろの話をもち込んできました。(傍線引用者)⁽¹²⁾

つまり、VAでのイールズの仕事は、高等教育ないしはジュニアカレッジの専門家としての彼のそれまでの経歴と、
CIEでの高等教育顧問としての仕事とを、架橋するものであったのではないかと推測されるのである。

しかしながら残念なことに、鈴木らによるイールズ文書の調査では、そのような関心からVAに関するイールズ
の史料はほとんど扱われておらず、報告書にもごくわずかに言及されるにとどまり、マイクロフィッシュによる復
刻もほとんどなされていないのである。

先行研究のこうした限界に鑑み、筆者は、二〇一〇年八月、ホイットマン大学アーカイブズを訪問し、CIE高
等教育顧問就任以前のイールズに関する史料を閲覧・入手した。その中心的な部分は、VA外国教育課主任時のも
のと、アメリカ・ジュニアカレッジ協会事務局長時のものである。本稿では特に前者をデータとし、その分析結
果を以下に論じることとする。

二 GIビルとその海外教育機関への適用

筆者のこれまでの研究により、南山大学IDや上智大学国際部は、GIビルの適用を受けて、アメリカの退役軍人の教育を行っていたことが明らかとなっている⁽¹⁴⁾。また、犬塚は、一九四八年に、VAが認定した海外の教育機関でもGIビルが適用されるようになったこと、および翌一九四九年に発行された海外教育機関のリストには、日本の高等教育機関も含まれていることを指摘している⁽¹⁵⁾。ただし、その詳細については、ほとんど明らかにされていない。これについて、イールズ文書によって解明を試みることにしよう。

GIビルの海外教育機関での適用に関わる業務を担当したのが、VA内に設けられた外国教育課であり、イールズがその主任に就任したのは、一九四五年の夏頃であったと思われる。イールズ文書には、その経緯に関わるものとして、当時の国務長官バインズ (James F. Byrnes, Secretary of State) に宛てた、一九四五年七月一日付けのVA初代局長ハインズ (Frank T. Hines, Administrator, Veterans Administration) の書簡コピーが残されており、文書を整理したイールズ自身によるタイプと考えられる「私が外国教育課の主任に就任した時のVAの方針」という一文が付されている。そこには、GIビルは、退役軍人が海外の教育機関で教育を受けることを認めうるものであり、国務省内の適切な人物を任命してその対応に当たらせる必要がある、との要請が記されている⁽¹⁶⁾。この書簡は、海外の教育機関でGIビルによる教育を希望する者が存在することを示唆しており、GIビルは国内にその適用を限定されないものであることも前提としている。

こうした経緯を経て、VA内に外国教育課が設置され、当時アメリカ・ジュニアアカレッジ協会事務局長であったイールズが、その主任に任命されたと考えられる。そうして設置された外国教育課の機能と責務は、海外の教育機

関で学ぶ退役軍人や、海外教育機関に関わる方針や手続きの策定、海外教育機関のリストの作成等を、関係諸機関と連携して行うというものであったと考えられる。¹⁷⁾

V Aによる海外教育機関の認定は、*Higher Education* 誌に掲載された記事から、翌一九四六年の五月頃までには開始されたと考えられる。¹⁸⁾ イールズ文書には、認定された海外教育機関のリストが複数所収されており、一九四六年一〇月のリスト¹⁹⁾に続いて、一九四七年一月のリスト²⁰⁾が確認できる。前者には日本の高等教育機関は掲載されていないが、後者には一九四六年一月二〇日付として、一六の機関が掲載されている。日本の高等教育機関のリストの後には、日本の高等教育機関での教育に関わる注意事項として、日本の各都市は震災のため深刻な状況にあることや、日本で教育を受けるためには日本語能力が必要であること、日本の高等教育機関での学習や学位がアメリカで評価されるかは難しいこと、などが挙げられている。そして、その上で、先のリストにある教育機関は、C I Eによってアメリカの退役軍人が学ぶに適切であると推薦したものであるとしている。²¹⁾ このリストは、V Aによる日本の高等教育機関の認定が、一九四六年に開始されていることと同時に、この件を通じて、イールズがC I Eと接触することとなった可能性を示唆している。

一九四七年のリストには、南北アメリカの四二八機関、アジアの八七機関、オセアニアの一五四機関、ヨーロッパの五二五機関、アフリカの二四機関、合計二二一八機関が掲載されている。これらの機関の利用の実態の一端を示しているのが、そこで学んでいる、あるいは学ぼうとしている退役軍人学生からのクレイムの数であり、一九四六年一月一五日から同年八月一五日までの七ヶ月には、三五八三件の対応があった。そのうち五九%がヨーロッパの教育機関に在籍する者からであり、二一%が中南米、カナダが一〇%、オセアニアが五%などとなっている。²²⁾ 多くの学生は、高等教育の水準や教授言語の観点から、ヨーロッパやカナダの英語圏の高等教育機関で、G I

ビルの恩典を受けて学ぶことを指向していたが、それには非常に多くのトラブルが発生していたと推測される。²⁴その多くは、G I ビルの恩典の受給に関するものと思われるが、それは、G I ビルがV A から直接高等教育機関に支払われるものであり、²⁴教育機関からの退役軍人学生への生活費等の受け渡しは、海外ではスムーズにいかなかったためではないかと思われる。

V A 外国教育課は、こうした事態の対応にかなり苦慮していたと思われる。V A 内外の他組織との連携強化やスタッフの増員など、外国教育課の組織改善を求めたイールズのレポートのコピーには、いかに多くのクレイムが届き、その対応のためにどれほど多くの業務を外国教育課がこなさなければならぬかが、訴えられている。²⁵

しかし、このレポート作成からほどなくして、一九四七年一月末、イールズは、戦争省 (War Department) により、二年間の契約で高等教育顧問として日本行きを命じられることになった。²⁶この異動の理由は史料からは明らかではなく、外国教育課が同時期抱えていた先述のような問題と、イールズの異動との間の因果関係等は不明である。また、イールズ文書からは、その後の外国教育課の状況を伝える史料を見いだすことはできない。

以上の分析から、次のことがいえる。第一に、C I E 高等教育顧問として来日後の一九四七年五月に行われた、第一回大学設立基準設定連合協議会において、「私が日本に来る前にこの留学の問題につきましては沢山のアメリカの学生がいろいろの話をもち込んできました²⁷」とイールズが述べたのは、おそらくは、V A 外国教育課でのG I ビルの海外教育機関適用に関する業務を指しているものと思われる。この経験と日本の高等教育へのアクセラレーション導入とが、関連して論じられていることから、アメリカにおける海外教育機関へのG I ビルの適用問題は、占領期日本の高等教育におけるアクセラレーション問題の、少なくとも背景の一つであったといえよう。第二に、イールズがC I E 高等教育顧問就任以前に、C I E と接触した契機は、V A 外国教育課主任として、日本の高

等教育の状況についての情報を得た際であったという可能性がある。イールズ文書に含まれる著作目録からは、イールズの日本の教育に関する著作は、CIE高等教育顧問就任以降であるが、本来はジュニアカレッジの専門家であったイールズが、外国の教育に関する著作を行うようになったのは、V A外国教育課時代であったことが分かる⁽²⁸⁾。このことから、イールズは、V A外国教育課での業務を通じて、日本を含む海外の高等教育の事情に接し、またその情報を提供する現地との関係機関との接触を得たと、考えられるのである。

三 高等教育機関における米兵教育とアクレディテーション問題

このように、イールズは、退役軍人に対する恩典であるG Iビルを、アメリカ国内の高等教育機関だけでなく、海外の高等教育機関に対しても適用するという運用の実務に携わっていたことが、その後の彼の日本でのCIE高等教育顧問としての仕事に、何らかの影響を持った可能性を示唆した。

しかしながら、筆者のこれまでの研究知見の限りでは、南山大学IDや上智大学国際部の受講生のうち、G Iビルによる者は少ないと推測され、少なくとも日本に関していえば、退役軍人よりもむしろ現役の軍人の教育へのニーズが、米軍側では高かったように思われる⁽²⁹⁾。米兵の教育がどのような展開を遂げていったのか、またその中で、イールズが、CIE高等教育顧問就任以前に、どのような関与を持ったのかについて、次に検討してみたい。

アメリカ連邦政府による、大学生の経済的支援政策について分析した犬塚は、とりわけ予備役校訓練部隊プログラム(ROTC)の成立を通じて、米軍と民間の高等教育機関が連携を強めていったことを指摘している⁽³⁰⁾。次にみるように、米軍と民間の教育機関との関係は、それ以外にもさまざまな形で、第二次世界大戦期に展開した。

第二次大戦による動員が、それまでにない大規模なものとなったことにより、軍隊における教育は変質した。まず、識字教育や、言語・地域に関する特別訓練が実施された。また、非番時の教育として、兵士の士気を改善する目的でコースを受講する機会が図られた。しだいに教育は、士気の上や福利厚生の一環としてではなく、それ自体重要性を持つものとして認識されるようになった。一九四三年には陸軍教育情報局 (Army Education and Information Division) が成立、これは翌年に情報教育局 (Information and Education Division) となった。³¹⁾

こうした軍隊での教育において、第二次大戦期に特徴的であったのは、民間人の顧問にしばしば助言が求められたことである。これにより、民間の教育機関との連携によって、中等・高等教育レベルの教育内容に対応するコース (Correspondence Course) の導入が図られ、一九四一年、陸軍インスティテュート (United States Army Institute、以下、USAI)。一九四三年に United States Armed Forces Institute と改称、以下 USAFI) が成立、翌年から活動が始められた。USAI や USAFI は、米軍基地を中心に、教育センター (Education Center) と呼ばれる拠点を各地に広げていった。³²⁾

米軍の活動地域が広がるにつれて、教育センターも世界中に広がり、一九四二年にはハワイ、また戦争末期にはロンドン、ローマ、アンカレッジ、ブリスベン、マニラ、カイロ、ニューデリー、プエルトリコ、パナマ、ニューカレドニアに至った。³³⁾

対応コースには、USAI や USAFI 自体が提供するものと、民間の教育機関が提供するものという二つのタイプがあり、後者については、一九四二年には七五の機関が協力していた。また、民間の教育機関が提供するコースを USAI や USAFI が買い取って、USAI や USAFI のコースとして提供するだけでなく、民間教育機関自体が対応コースを直接提供することもあった。また、コースで使用する教材の選定等に関わって、USAFI

の運営にアメリカ教育協議会（American Council on Education、以下ACE）が関与するようになり、一九四四年には、A Guide to the Evaluation of Military Experience in the Armed Forces が作成された。これは、従軍中に対応コースを履修した退役軍人が、民間の教育機関で学ぶ際に、対応コースの単位を読み替えるための指針である³⁵。また、一九四五年には、ACEにより、軍務経験のアクレディテーションに関する委員会（Commission on Accreditation of Service Experiences by American Council on Education）が設けられ、軍での教育・訓練経験をアカデミックな単位として認定する業務を担った³⁶。こうした動きによって、USAFIのコースについて、民間の教育機関の理解が促された。

このような米軍での教育実践は、第二次大戦の終結によって、再び変化していくことになる。そして、それが海外の高等教育機関にも影響を与えていくことになる。

第二次大戦後、世界各地の戦場に派遣されていた米兵が、本国への帰還を待つ間、現地の高等教育機関の協力のもとで教育を受ける、といった実践が行われた。その拠点である現地の高等教育機関に置かれた陸軍大学教育センター（Army University Study Center）は、ハワイ・日本・沖縄を含む世界各地で開かれたが、イタリアのフィレンツェ大学など、ヨーロッパの三つの実践が最もよく知られている³⁶。

このフィレンツェ大学には、当時VA外国教育課主任であったイールズも、四ヶ月間派遣された³⁷。そして、現地で自身も行った教育実践について、後日論じている。それによると、フィレンツェ大学の講義室や実験室、博物館等を用いて行われ、二〇〇名の教師は、教育歴に応じて米軍内から選ばれた者であった。教師のうちの半分は将校であるが、残りの半分は一九三七年から一九四二年の間にアメリカの大学で博士号を取得した下士官であった。それに加えて、連邦政府やアメリカの高等教育機関からも、四〇名以上の教師が派遣されて、この実践に当たった。一ヶ月単位で開かれた最初の学期（session）は、受講者数が一三〇〇名であったが、残りの三学期は二〇〇〇名か

ら二七〇〇名となり、それに加えて三ヶ月単位で開講された、イタリアの歴史・芸術・文化・経済のコースには、三〇〇名が登録した。提供されたコースは、農業・生物学・経営学・英語・教育学・芸術・語学・数学・物理学・社会科学（経済学・歴史・哲学・政治学・心理学・社会学）と多様であったが、半数ほどの受講者は一つかそれ以上の語学コースを履修しており、経営学と並んで語学が人気であった。⁽³⁸⁾ イールズの記述は、復員までの間、こうした教育機会を受講生たちが非常に楽しんでいることを伝えている。

しかしながら、イールズ自身が関わったのは、復員までの一時的な駐留期を、米兵たちが有意義に過ごすための教育機会の提供であった。占領期、そしてその後の冷戦体制と、米軍の駐留は、世界各地に及び、米兵に対する海外の教育機関による教育の提供の必要性も、引き揚げまでの一時的なものとしてではなく、長期にわたって駐留する米兵に対してなされるべきものとなった。その中では、米兵の教育水準、端的には学歴水準の向上が、一九四七年に新設された空軍を中心に、追求されたのである。⁽³⁹⁾

この転換において、重要な役割を果たしたのが、メリーランド大学である。メリーランド大学では、以前にデラウェア大学でジュニア・イヤー・アブロード・プログラムを推進した、外国語学部教授ミラー（Edmund E. Miller）が中心となり、G Iビルを利用して、ソルボンヌ、チューリッヒ、ミュンヘン等の大学で学生に授業を履修させ、帰国後メリーランド州のカレッジパーク・キャンパスで修士論文を執筆するという実践を、一九四六年から数年間行った。さらに、キャンパス外で単位を付与する夜間コースを提供する、メリーランド大学特別継続教育学部（University of Maryland, College of Special and Continuation Studies）が一九四七年に設けられ、さらに一九四九年にはメリーランド大学ユニバーシティカレッジ（University of Maryland University College、以下UMUC）となって、ドイツの米軍基地への教授陣の派遣を開始した。⁽⁴⁰⁾ こうして、メリーランド大学では、エクステンション部門が一つの

学部として昇格し、学位取得を可能にする単位を提供するようになったのである。

同じ頃、極東地域では、カリフォルニア大学エクステンションが米兵の教育を行っていたが、メリーランド大学はこれを引き継いで、一九五九年九月から極東での教育を開始した。⁽⁴³⁾ こうして、UMUCは、世界各地の米軍基地で現役の米兵に教育を提供する、特異な教育機関となった。

こうした中でも、ごくわずかではあるが、米兵の駐留する地域の高等教育機関が、米兵に対して教育を行うということもみられた。⁽⁴⁴⁾ 高祖は、上智大学国際部が、公開講座を前身に、一九四九年春、GIビルの適用を受け、単位や学位の取得を可能にするものとして組織化され、その秋には「国際部」と称されるようになったと論じている。⁽⁴⁴⁾ おそらく、これは、メリーランド大学やカリフォルニア大学の動きと連動したものであったのではないかと思われる。

このように、第二次大戦体制下で、兵士に対して米軍が提供する教育の質が、娯楽的な意味合いのものから、兵士の質の向上という目的のものへと変質していく過程で、民間教育機関の関与が強まっていった。イールズは、その変化の過程で、自身でも米兵の教育に携わる経験を持ったのである。従軍中の教育を海外の教育機関で経験した場合にも、民間教育機関での教育経験と等価のものとして、単位付与・学位取得を可能にするためには、その機関がアクレディットされている必要がある。こうして、海外での米兵の教育を担った教育機関についても、アクレディテーションが重要な問題になっていったのではないかと考えられる。

本稿では、日本の占領期に、高等教育顧問であったイールズの関連史料を用いながら、第二次世界大戦以降のアメリカ、および米軍にとつての、高等教育の変容が、日本の戦後高等教育改革の背景にあったことを明らかにしようと試みた。

先行研究では、G I ビルは、授業料等を支払う先である高等教育機関の公認を前提としたため、アクレディテーションの発達を促したとされている。しかしながら、本稿の分析によれば、G I ビルは、アメリカ人による海外の教育機関の利用をももたらした。この文脈においては、アメリカや米軍にとつては、アクレディテーションは海外の教育機関についても重要性を持ったことが推測される。

また、G I ビルのみならず、第二次大戦以降の米軍と高等教育機関の関係の深化が、現役の米兵のような非伝統的な学生に対する教育を、単位や学位として認定する必要性を高めたことが、この時期のアメリカでのアクレディテーションの重要性の増大の背景にあったとも考えられる。

このように考えてくると、アクレディテーションとは、一九四〇年代から一九五〇年代にかけて、単に日本の高等教育に導入されるべきものとしてC I Eが考えていたといふにとどまらず、日本を占領していた米軍そのものが抱えていた課題でもあったとみる必要があるだろう。

こうした過程で、教育関係者がどのように米軍の教育に関わっていたのか、その同じ人々が戦後日本の高等教育改革にどのように関わったかについて、本稿では特にイールズに注目して分析を行った。その結果、日本で高等教育顧問に就任する以前の米軍との関わりの中で、アクレディテーションの重要性への認識を高めうる実践を行って

いたことが、明らかとなった。ただし、管見の限りでは、イールズ文書の中に、上智大学国際部や南山大学IDなど、米兵の教育に直接関わる機関における教育実践や、それと日本の高等教育のアクレディテーションを関連させて論じているような史料を確認することはできていない。

にもかかわらず、イールズは、アメリカ高等教育の変容と日本の高等教育改革の関連を検討する上で、なお重要な位置を占めていると思われる。イールズについては、占領政策の転換の中で、共産主義者の大学からの追放を主導した、いわゆる「イールズ事件」に対して、もっぱら研究関心が払われているように思われる。⁽⁴⁵⁾しかし、立川が、ジュニアアカレッジの専門家であり、日本での短期大学の発足に重要な役割を果たしたイールズを中心に、戦後高等教育改革の焦点の一つである一般教育の導入をとらえ直すことの意義を論じているように、⁽⁴⁶⁾アクレディテーションについても、イールズの経歴に視点を当ててとらえ直すことには、意義があるのではないだろうか。

この点で、本稿では分析の対象とはできなかったが、イールズがVA外国教育課主任に就任する以前に、アメリカ・ジュニアアカレッジ協会事務局長として、戦時体制のもとでのジュニアアカレッジのあり方について論じている史料には、アクレディテーションについての彼の考えが、より明確に表現されているように思われる。⁽⁴⁷⁾これについては、稿を改めて論じることとしたい。

- (13) 前掲、『戦後教育改革資料六 海外学術研究：報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』、九八ページ。
- (14) 林、前掲、二〇一〇年。
- (15) 犬塚典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』東信堂、二〇〇六年、五〇ページ。
- (16) 一九四五年七月一日付、国務長官ハインズ (James F. Byrnes, Secretary of State) 宛のVA初代局長ハインズ (Frank T. Hines, Administrator, Veterans Administration) の書簡コピー、Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives. なお、この史料については、国務省側の史料として裏付けが必要であると考えられる。
- (17) 年月日不明、FOREIGN EDUCATION DIVISION, FUNCTIONS AND RESPONSIBILITIES. Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives.
- (18) Foreign Educational Institutions Approved by the Veterans' Administration, *Higher Education: Semimonthly Publication of the Higher Education Division*, United States Office of Education, Federal Security Agency, Vol. II, No. 18, May 15, 1946.
- (19) FALLER LIST October 31, 1946 as Released by Department of State From Recommendations by Walter Crosby Eells. Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives.
- (20) VETERANS ADMINISTRATION Foreign Education Division, LIST OF APPROVED EDUCATIONAL INSTITUTIONS IN FOREIGN COUNTRIES, January 10, 1947. Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives.
- (21) RESTRICTIONS AND LIMITATIONS ON STUDY IN JAPAN, LIST OF APPROVED EDUCATIONAL INSTITUTIONS IN FOREIGN COUNTRIES, January 10, 1947. Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives.
- (22) REPLIES TO INQUIRIES FROM VETERANS January 15, 1946-August 15, 1946. Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives.
- (23) イールズ文書には、この書簡のコピー等が所収されているほか、この学生らが抱えたトラブルのケースについての報道記事なども収められている。
- (24) 犬塚、前掲、四三三ページ。
- (25) 一九四七年一月二二日付、コーンズ (Mr. A. L. Combes) 宛のイールズの文書コピー、Organization of Foreign Education (TDF/WCE:kr). Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19

- Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives.
- (26) 一九四七年一月三十一日付、VA教育訓練サービズ課長 (Director, Education and Training Services) 宛のイールズのメモ「トランスfer (7DF/WCE:kr) . Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives. なお、当時のVA教育訓練サービズ課長は、ステイアリング (H.V. Stirling) であった。
- (27) W. C. イールズ、前掲、二九ページ。
- (28) FOREIGN EDUCATION. Walter Crosby Eells Papers, Box6, Volume 13 Walter Crosby Eells: March 6, 1961 (personal Journal and scrapbook). Whitman College and Northwest Archives.
- (29) 林、前掲、二〇一〇年、第三節参照。
- (30) 犬塚、前掲、第二章を参照。
- (31) Schwartz, Rudolph, *Non-Military Education in the United States Army and Air Force, 1900-1960*. New York University, Ed. D Dissertation, 1963, pp.108-113.
- (32) Schwartz, *ibid.*, pp.117-119.
- (33) Schwartz, *ibid.*, pp.117-119.
- (34) Schwartz, *ibid.*, pp.120-121.
- (35) U.S. Department of Health, Education, and Welfare, Office of Education, 1959. *Accreditation in Higher Education*, p7. なお、根拠は明示されていないが、この委員会の前身組織は一九四二年に創設されているとらう指摘もある。Cordozier, V.R., 1993. *Colleges and Universities in World War II*. Praeger, pp. 219-220.
- (36) Schwartz, *op.cit.*, pp.153-154.
- (37) 一九四五年八月一〇日付、Stirling 宛のイールズの文書、Leave of Absence without Pay. Walter Crosby Eells Papers, Box7, Volume 19 *Approved Educational Institutions in Foreign Countries*. Whitman College and Northwest Archives.
- (38) Walter Crosby Eells, 1946. How Mussolini Provided for a GI University. *The Educational Record*, April 1946. pp.178-188., pp. 181-184.
- (39) 林、前掲、二〇一〇年、一六一―一七ページ。
- (40) Callcott, George H., 1966. *A History of University of Maryland*. Maryland Historical Society, pp.347-348.
- (41) カリフォルニア大学エクステンションによる極東地域での教育実践については、林、前掲、二〇一〇、第三節を参照のこと。比較的まとまった先行研究が存在するメリーランド大学とは異なり、カリフォルニア大学については、先行研究がほとんど確認できていない。しかし、アメリカの高等教育の変容が、日本の戦後教育改革にどのような影響を与えたかを検討する上で、カリフォルニア大学についての分析は重要であると考える。今後の研究課題とした。

- (42) Clutter, Bill Garland, 1984. A History of the University of Maryland College of Special and Continuation Studies (University College), Ph.D. Dissertation The American University ., p. 391.
- (43) 林、前掲、二〇一〇年、一九ページ。
- (44) 高祖敏明「新制上智大学の公開講座の再編成(一)」『上智大学教育学論集』二四号、一九八九年、一―三二ページ。
- (45) まとまった先行研究としては、梁田政方編著『北大のイールズ闘争』光陽出版社、二〇〇六年、大藤修『検証イールズ事件』清文堂、二〇一〇年、などがある。
- (46) 立川明「アメリカ合衆国での人文学の復興と日本の戦後高等教育改革」『国際基督教大学学報 I - A 教育研究』四四号、二〇〇二年、一―一五ページ。
- (47) Eells, W.C. *Maritime Letters, 1942-1945*. American Association of Junior Colleges, Walter Crosby Eells Papers, Box6, Volume 14. Whitman College and Northwest Archives.

Education of US Soldiers and Accreditation of Higher Education in Japan During the Occupation and Station of US Troops

HAYASHI Masayo

Abstract

This paper explores the American context of the development of accreditation system in higher education during the Occupation and the following Station of US troops, focusing Walter Crosby Eells Papers. The WWII GI bill, enacted in 1944, encouraged not only to develop accreditation in American higher education, but also to increase attendance of American veterans at foreign educational institutions. Furthermore, the increased interrelation between the US armed forces and the American higher education resulted in the increased necessity for offering credit courses to untraditional students like soldiers in this context. Accreditation in higher education, one of the major focus of the reform in postwar Japanese higher education, was also crucial to the stationed US troops.